

健保連 23-043

2023 年 7 月 21 日

日本発条健康保険組合

被保険者各位

夫婦共同扶養確認実施の件

日頃は当健保組合の事業にご協力いただき、ありがとうございます。

表記の件、令和 3 年 4 月 30 日の厚生労働省通知により、夫婦共に被保険者である場合の被扶養者の認定基準が明確にされ、令和 3 年 8 月 1 日より施行されました。

他健康保険組合では、多数が既に対応しているところです。

夫婦共同扶養とは、夫婦共働きで被扶養者がいる場合を言います。この場合、年間収入が多い被保険者の被扶養者とする。年間収入が多い方の割合が 1 割以内の場合、届出により主として生計を維持している被保険者の被扶養者とする、通達により定められました。

当健保組合でも、通達に基づき 2023 年度の被扶養者資格再確認より、夫婦共働きの方の生計維持者の確認を開始いたします。

被扶養者加入申請につきましても、夫婦共働きの場合の生計維持者の確認を、8 月 21 日(月)申請より開始いたします。

子供等の被扶養者申請時に、配偶者が当健保組合に加入していない被保険者には、配偶者の所得証明証の提出をお願い致します。

以上